

第78号議案

神戸市下水道条例の一部を改正する条例の件

神戸市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市下水道条例の一部を改正する条例

神戸市下水道条例（昭和50年10月条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第15条関係）

汚水の種別	基本額 (1戸1月につき)	超過額 1立方メートルにつき (1戸1月につき)
一般汚水	5立方メートル以下 500円	5立方メートルを超え10立方メートル以下の分 20円 10立方メートルを超え30立方メートル以下の分 100円 30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 130円 50立方メートルを超え100立方メートル以下の分 155円 100立方メートルを超え200立方メートル以下の分 186円 200立方メートルを超え500立方メートル以下の分 219円 500立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 234円 1,000立方メートルを超え2,000立方メートル以下の分 249円 2,000立方メートルを超える分 265円
浴場汚水	5立方メートル以下 500円	5立方メートルを超える分 37円
共用汚水	5立方メートル以下 370円	5立方メートルを超える分 17円

備考

- 1 一般汚水とは、浴場汚水及び共用汚水以外の汚水をいう。
- 2 浴場汚水とは、公衆浴場（個室付浴場、サウナ風呂その他これらに類する特殊な浴場として市長が定めるものを除く。）の営業の用に供した汚水をいう。

3 共用汚水とは、共用の給水装置を使用して生じた汚水をいう。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市下水道条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の分として徴収する下水道使用料について適用し、施行日前の分として徴収する下水道使用料については、なお従前の例による。

#### 理 由

下水道使用料を改定するに当たり、条例を改正する必要があるため。



(参 考)

神戸市下水道

(現 行)

別表（第15条関係）

汚水の種別	基本額 (1戸1月につき)	超過額 1立方メートルにつき (1戸1月につき)
一般汚水	10立方メートル以下 470円	10立方メートルを超え30立方メートル以下の分 98円 30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 128円 50立方メートルを超え100立方メートル以下の分 152円 100立方メートルを超え200立方メートル以下の分 183円 200立方メートルを超え500立方メートル以下の分 215円 500立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 230円 1,000立方メートルを超え2,000立方メートル以下の分 245円 2,000立方メートルを超える分 260円
浴場汚水	10立方メートル以下 470円	10立方メートルを超える分 37円
共用汚水	10立方メートル以下 350円	10立方メートルを超える分 16円

備考

- 1 一般汚水とは、浴場汚水及び共用汚水以外の汚水をいう。
- 2 浴場汚水とは、公衆浴場（個室付浴場、サウナ風呂その他これらに類する特殊な浴場として市長が定めるものを除く。）の営業の用に供した汚水をいう。
- 3 共用汚水とは、共用の給水装置を使用して生じた汚水をいう。

(改正案)

別表（第15条関係）

汚水の種別	基本額 (1戸1月につき)	超過額 1立方メートルにつき (1戸1月につき)
一般汚水	5立方メートル以下 500円	5立方メートルを超え10立方メートル以下の分 20円 10立方メートルを超え30立方メートル以下の分 100円 30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 130円 50立方メートルを超え100立方メートル以下の分 155円 100立方メートルを超え200立方メートル以下の分 186円 200立方メートルを超え500立方メートル以下の分 219円 500立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 234円 1,000立方メートルを超え2,000立方メートル以下の分 249円 2,000立方メートルを超える分 265円
浴場汚水	5立方メートル以下 500円	5立方メートルを超える分 37円
共用汚水	5立方メートル以下 370円	5立方メートルを超える分 17円

備考

- 1 一般汚水とは、浴場汚水及び共用汚水以外の汚水をいう。
- 2 浴場汚水とは、公衆浴場（個室付浴場、サウナ風呂その他これらに類する特殊な浴場として市長が定めるものを除く。）の営業の用に供した汚水をいう。
- 3 共用汚水とは、共用の給水装置を使用して生じた汚水をいう。

